機械設備工事　特記仕様書

1．工事名称　　三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事

2．工事場所　　三重県立看護大学内

3．工事項目　　A：給排水衛生設備工事　　　　B:空調換気設備工事

1．給水設備
2．給湯設備
3．排水設備
4．衛生器具設備
5．ガス設備

4．工事概要

以下、⊙ のついたものを採用する。

1．給水設備工事

⊙給水方式　　・水道直結式　・高架水槽式　⊙圧送式
　　　　　　　・水道直結圧送式

・受水槽　　本体　・ＦＲＰ製
　　　　　　　　　　・一体型　（・複合板　・単板 ）
　　　　　　　　　　・パネル型　（・複合板　・単板 ）
　　　　　　　　　・ステンレス製　・一体型　・パネル型

・高架水槽　本体　・ＦＲＰ製　・一体型
　　　　　　　　　　　　（・複合板　・単板 ）
　　　　　　　　　　　　・パネル型
　　　　　　　　　　　　（・複合板　・単板 ）
　　　　　　　　　・ステンレス製　・一体型　・パネル型

⊙配管材料　一般部　：水道用ポリ塩ビライニング鋼管
　　　　　　　　　　（ＳＧＰ－ＶＡ）
　　　　　　同継手　：同上用管端防食継手
　　　　　　ピット内：水道用ポリ塩ビライニング鋼管
　　　　　　　　　　（ＳＧＰ－ＶＤ）
　　　　　　同継手　：水道用耐衝撃性硬質塩ビ管継手

⊙弁　類　・直圧部　：水道事業者指定品
　　　　　⊙その他　：JIS5K
　　　　　　　　　　※ライニング鋼管に取り付ける弁は
　　　　　　　　　　　管端防食形とする。

・量水器　　　・貸与品　・買取　・別途
・引込加入金等　・要　（・別途　・本工事）　⊙不要
・その他

2．給湯設備工事

⊙給湯方式　⊙中央式　・局所式
⊙熱源　　　・ボイラー　・温水器　⊙ガス給湯器
　　　　　　・電気温水器　・瞬間湯沸器
⊙燃料　　　⊙都市ガス　・ＬＰＧ　・電気　・灯油　・Ａ重油
⊙配管材料　一般部　：給湯用塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＨＶＡ）
　　　　　　同継手　：同上用継手
・弁　類　　　　　　：JIS5K
　　　　　　　　　　※ライニング鋼管に取り付ける弁は
　　　　　　　　　　　管端防食形とする。
・その他　　配管にはエア溜まりを生じさせない事。既設との取り合い上
　　　　　　止むを得ない時は、エア溜まりのある位置に自動エア抜き弁装置
　　　　　　を設置の上、直近に天井点検口を設置する事。

3．排水設備工事

⊙排水方式　汚雑屋内　⊙分流　・合流
　　　　　　汚雑屋外　・分流　⊙合流
　　　　　　汚水雨水　⊙分流　・合流

・放流先　　汚水　　：下水道
　　　　　　雑排水　：下水道
　　　　　　雨水　　：

⊙配管材料　・汚水　　一般部　：排水用鋳鉄管
　　　　　　　　　　　同継手　：同上用メカニカル継手
　　　　　　　　　　　埋設部　：硬質塩ビ管（ＶＰ）
　　　　　　　　　　　同継手　：排水用硬質塩ビ管継手
　　　　　　⊙雑排水　一般部　：硬質ポリ塩ビ管（ＶＰ）
　　　　　　　　　　　同継手　：排水用硬質塩ビ管継手
　　　　　　　　　　　既設　　：配管用炭素鋼鋼管（白）
　　　　　　　　　　　同継手　：ねじ込み式排水管継手
　　　　　　・排水通気　一般部：配管用炭素鋼鋼管（白）
　　　　　　　　　　　同継手　：ねじ込み式排水管継手
　　　　　　・呼び径１２５φ以上の屋外埋設ＶＰ管は
　　　　　　　ＶＵとしてよい。

・桝　　　　汚水・雑排水　：
　　　　　　雨水　　　　　：
・下水納付金等　・要　（・別途　・本工事）　・不要
⊙その他　　衛生器具トラップ以降、排水管路にトラップを設け
　　　　　　ない事。（二重トラップの禁止）

4．衛生器具設備工事

⊙図示位置に衛生器具及び付属品を強固に取り付ける。
⊙付属品は別紙器具表による。
⊙器具排水は全てトラップ付きとし、封水深は器具標準(50～100mm)
　とする。
・その他

5．ガス設備工事

⊙ガスの種別　⊙都市ガス　ガス種　：　１３Ａ
　　　　　　　　　　　　　供給業者：　東邦ガス株式会社
　　　　　　　・ＬＰＧ
⊙配管材料　　一般部　：
　　　　　　　同継手　：
　　　　　　　埋設部　：
　　　　　　　同継手　：
　　　　　　　⊙供給業者の仕様による。
・ボンベ　　　・本工事
　　　　　　　（・１０ｋｇ　・２０ｋｇ　・５０ｋｇ　・バルク）
　　　　　　　・別途
・気化装置　　・要（・電熱式　・温水式　・空温式）　・不要
・メーター　　・貸与品　・買取品
・ガス漏れ警報器　・別途　・本工事（　・一般型　・自動遮断弁付）
・引込納付金等　・要　（・別途　・本工事）　・不要
・その他

6．消火設備工事

・設備の種別　・屋内消火栓　・屋外消火栓　・連結送水管
　　　　　　　・スプリンクラー　・泡消火　・不活性ガス
　　　　　　　・粉末消火
・その他

7．空調機器設備工事

・空調条件

・空気調和機
・図示位置に機器及び付属品を強固に取り付ける。
・付属品は別紙機器表による。
・その他

8．空調配管設備工事

・配管材料　冷媒配管　：
　　　　　　ドレン配管：
　　　　　　同継手　　：

9．換気設備工事

・換気方式

・ダクト材料　角ダクト　：
　　　　　　　丸ダクト　：

・ダクト方式
・図示位置に機器及び付属品を強固に取り付ける。
・付属品は別紙機器表による。

5．一般事項

1．適用共通仕様書　（社）公共建築協会編　公共建築工事共通仕様書
　　　　　　　　　　（機械設備工事編）（最新年度版）
2．優先順位　1．現場説明事項、質疑応答書
　　　　　　2．本特記仕様書
　　　　　　3．設計図書
　　　　　　4．共通仕様書
3．申請手続　特記なき限り工事に伴う関係官公署への手続きは
　　　　　　請負者が代行し、これに要する費用は請負者の負担
　　　　　　とする。
4．質疑　　　設計図書に関して質疑が生じた場合は、その都度
　　　　　　工事監理係員と協議の上施工する。
5．変更　　　取り合い等で生ずる軽微な変更は係員の指示に従い
　　　　　　請負額の変更は行わない。
6．完成図書　係員の指示に従い、官公署許可書・取扱説明書・
　　　　　　工事写真・施工図・竣工図等取りまとめ必要部数
　　　　　　提出する。

6．共通事項

1．使用機材　「7．メーカーリスト」による他、同等品以上
　　　　　　のものとする。
　　　　　　但しその場合は係員の承諾を得ること。
2．残土処分
3．保温・防食・塗装 仕様

	屋内隠蔽	屋内露出	機械室	屋外露出	土中埋設	コンクリート埋設
給水管	c_2・(ロ)・Ⅶ	a・(ロ)・Ⅶ	b・(ロ)・Ⅶ	e_2・(ロ)・Ⅶ		
給湯管	c_2・(ロ)・Ⅰ	a・(ロ)・Ⅰ	b・(ロ)・Ⅰ	e_2・(ロ)・Ⅰ		
排水管	c_2・(ロ)・Ⅶ	a・(ロ)・Ⅶ	b・(ロ)・Ⅶ	D		
通気管						
ガス管		D	D	D		
消火管						
冷媒管						
ダクト						

記号は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」による他、
下記による。

A　ライトカバー
B　ビニルテープ巻き（１／２重ね）
C　防食ビニルテープ巻き（１／２重ね）
D　塗装（指定色）
E　スリムダクト

4．管の表示　バルブには表示板を取り付ける。
　　　　　　また、機械室・ＰＳ内配管の要所に種類及び
　　　　　　流れ方向の表示を行う。

7．メーカーリスト

下記による。（同等品以上とする時は工事監理係員の承認を得る事）

品名	メーカー名　指定材料			
管・継手	ＪＩＳマーク又は水マーク表示品			
弁類	東洋バルヴ	キッツ	巴バルブ	ヨシタケ
	ベン		ＪＩＳマーク表示品	
保温材	ＪＩＳ規格品			
衛生器具	ＴＯＴＯ	ＬＩＸＩＬ		
流し台	ダルトン			
ガス給湯器	ノーリツ	リンナイ	パーパス	
ポンプ	川本製作所	荏原製作所	テラル	

8．工事区分

工事項目	建築	衛生	空調	電気	別途
スリーブ・箱入					
同上補強工事					
穴あけ・はつり部の仕上					○
天井開口					
同上下地補強					
天井・壁・床 点検口					○
機械用基礎		○			
上下水道引込工事					
同上市納金・分担金					
ＧＬ以上の雨水配管					
器具取付用下地		○			
〃　躯体補強					○
１次側電気工事					○
給湯器リモコン用配管・配線		○			
同上取付		○			

9．特記事項

・水配管の流速は、配管摩擦抵抗線図中の推奨流速前後(10%程度)の値
　とする。（ウォーターハンマーの防止）
・機器及び配管等は、地震時に転倒、落下などが生じないように
　「建築設備耐震設計指針」に基づき施工する事。
・建物導入配管（排水管以外）は十分な可とう性を有するよう、変位吸
　収配管を行う事。（３クッション等）
・着工前に納入仕様書・施工図等を提出し、承認を得たものから施工を
　行う。また、詳細位置については工事監理係員の指示に従う事。
・水栓とあふれ縁や水槽吐水口と溢水管等、有効な吐水口空間を確保する事。
　（逆流防止処置）
・壁掛け型ガス給湯器の固定はメーカー指定の支持固定方法かつ国交省告示
　（H24国交告1447号　第5の3）によるものとする。
　（給湯器の転倒防止）
・既設改修工事となる為、事前に調査の上詳細な工程・工法を工事監理係員
　と打合せの上、承認を得たものから施工を行う事。

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	機械設備工事　特記仕様書		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺		図面番号	Ｍ－１

新　設

衛生設備機器表

記　号	名　称 参考型番	仕　様	電源(60Hz) 相(φ)	電圧(V)	消費電力(kW)	台数	設置場所
GW-1	ガス給湯器	形　式：　屋外壁掛型 潜熱回収型　　前後7連結設置	1	100	626W	1	屋外
		仕　様：　50号x7					
		消費量：　TG 643.3kW	凍結予防ヒータ				
		附属品：　マルチ架台、マルチ架台カバー､奇数台化粧板、マルチ配管セット			2513W		
		リモコン､コード､他必要部材一式共					
EXT-1	膨張タンク	形　式：　密閉式（給湯用）　　屋外設置				1	屋外
	（AST-12 日立金属）	容　量：　14.0 Lit以上(全容量)　　最大受水量：　5.1 Lit以上					
		空気封入圧力：　250kPa					
		附属品：　標準付属品一式					
HP-1	給湯循環ポンプ	形　式：　ステンレス製ラインポンプ　　屋外設置	1	100	0.4	1	屋外
		仕　様：　25A x 30Lit/min x 16m					
		附属品：　標準付属品一式					

衛生設備器具表

名　称	参考型番	付　属　品・仕　様	電源(60Hz) 相(φ)	電圧(V)	消費電力(W)	2階 実習室2-2	2階 実習室2-3	2階 実習室3-2	3階 実習室4-2	3階 実験室	合計数
窓下流し台	SN11	流し：ステンレス製　　流し下 開き戸							1		1
	(株式会社ダルトン)	間口：1800　　混合水栓3箇所設置									
窓下流し台	SN11	流し：ステンレス製　　流し下 開き戸								4	4
	(株式会社ダルトン)	間口：2400　　混合水栓4箇所設置									
窓下流し台	SN11	流し：ステンレス製　　流し下 開き戸					2				2
	(株式会社ダルトン)	間口：2400　　混合水栓3箇所設置									
シングレバー混合栓	TKGG33E	台付(2穴)タイプ				8	6	8	11	16	49
	(TOTO株式会社)										

※流し台のシンクは、深さ185mm以上確保の事

既設撤去

衛生設備機器表

記　号	名　称 参考型番	仕　様	電源(60Hz) 相(φ)	電圧(V)	消費電力(kW)	台数	設置場所
EW-2	電気温水器	形　式：　貯湯式電気温水器	3	200	3.1(昼)	6	1階：1台
		貯湯量：　500Lit　　重量：約250kg(乾燥重量)			5.4(夜)		2階：3台
		ＲＣ基礎（１５０Ｈ）他、付属品一式とも撤去					3階：2台

衛生設備器具表

名　称	参考型番	付　属　品・仕　様	電源(60Hz) 相(φ)	電圧(V)	消費電力(W)	2階 実習室2-2	2階 実習室3-2	3階 実習室4-2	3階 実験室	合計数
手術用手洗器	L112	水栓、トラップ、他付属品一式とも撤去						2		2
ツーハンドル混合栓	TGK3	台付(2穴)タイプ				8	8	8		24
	(TOTO株式会社)									

衛生設備図凡例

記号	名称	備考	
	給水管	水道用塩ビライニング鋼管	SGP-VA(一般) SGP-VD(ピット内)
	既設給水管	水道用塩ビライニング鋼管	SGP-VA
	給湯管(往)	給湯用塩ビライニング鋼管	SGP-HVA(HTLP)
	給湯管(還)	給湯用塩ビライニング鋼管	SGP-HVA(HTLP)
	既設給湯管	給湯用塩ビライニング鋼管	SGP-HVA(HTLP)
	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
	既設排水管	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP(白)
	既設通気管	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP(白)
G	ガス管	東邦ガス株式会社　施工基準による	
G	既設ガス管	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP(白)
	給水栓		
	給湯栓		
	混合水栓		
	弁類	～50Aはコア付、65A～はナイロンコーティング品とする	
	逆止弁	～50Aはコア付、65A～はナイロンコーティング品とする	
R	リモコン	配線・配管とも本工事	
	ガスコック	ヒューズ付き	
	床上掃除口		
	排水金物		

配置略図
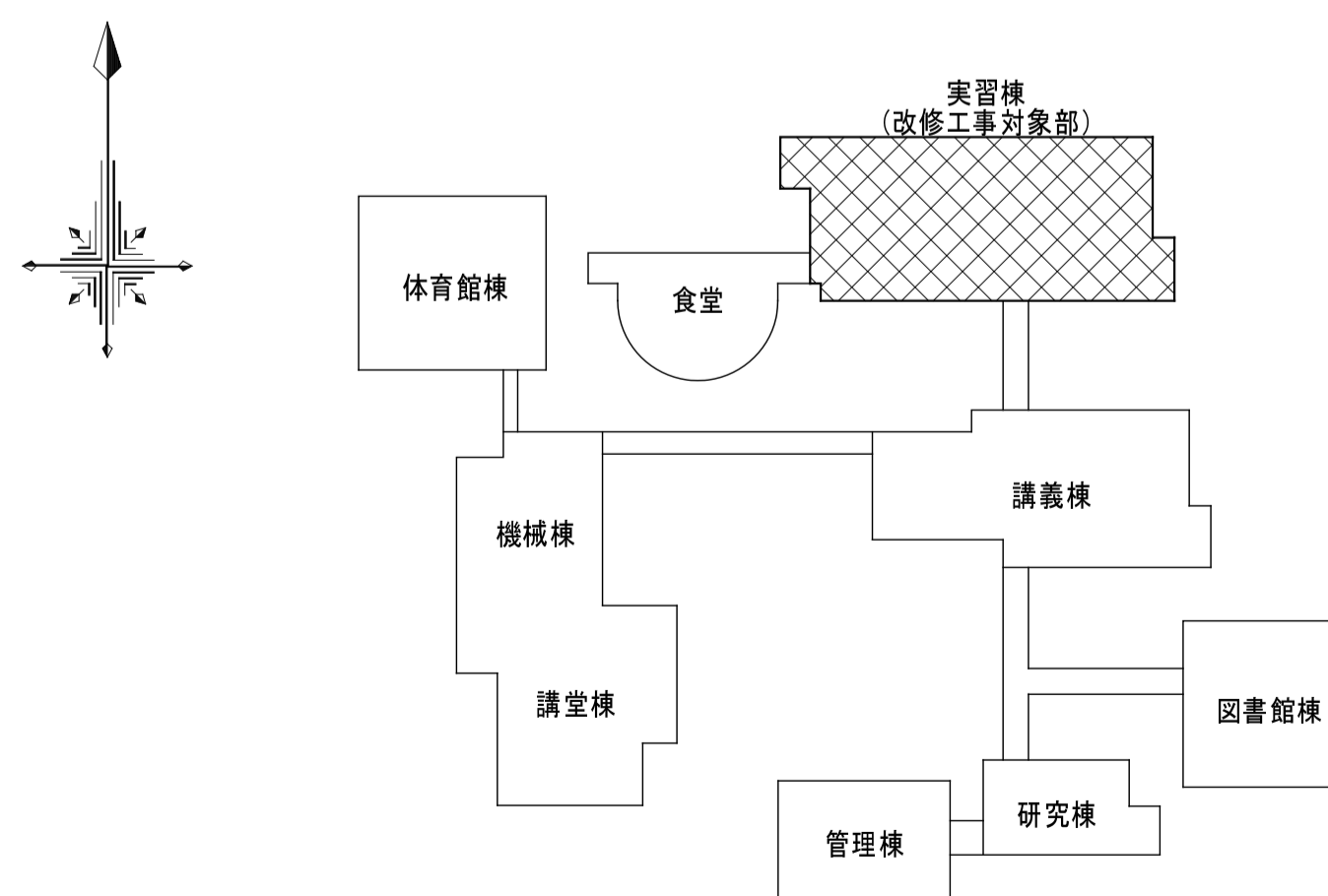
工 事 名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事
図 面 名	衛生設備　機器・器具表・凡例
作成年月日	H23. 6.30
縮　尺	
図面番号	M－2
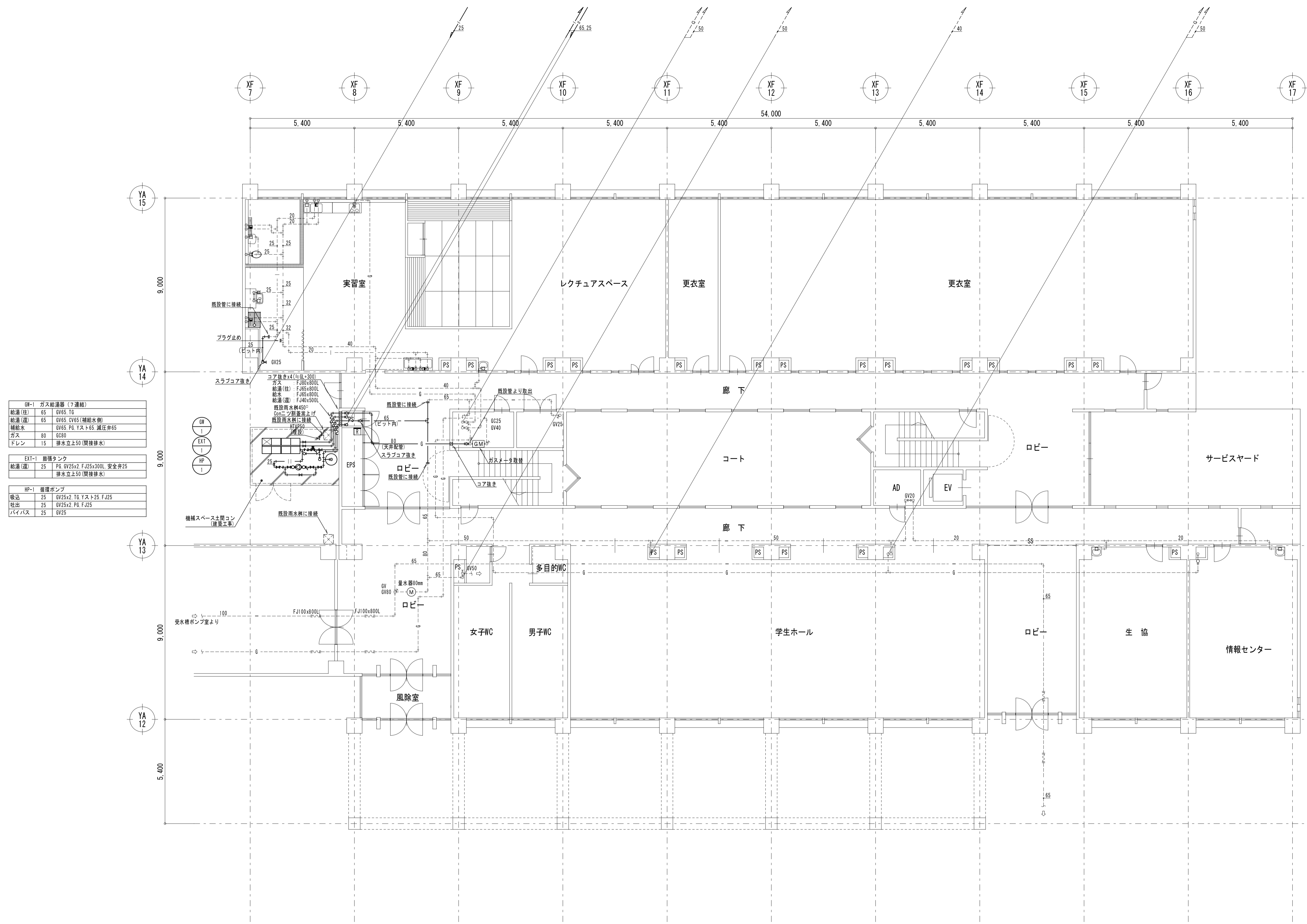
GW-1　ガス給湯器（7連結）		
給湯(往)	65	GV65, TG
給湯(還)	65	GV65, CV65(補給水側)
補給水		GV65, PG, Yスト65, 減圧弁65
ガス	80	GC80
ドレン	15	排水立上50(間接排水)

EXT-1　膨張タンク		
給湯(還)	25	PG, GV25x2, FJ25x300L, 安全弁25
		排水立上50(間接排水)

HP-1　循環ポンプ		
吸込	25	GV25x2, TG, Yスト25, FJ25
吐出	25	GV25x2, PG, FJ25
バイパス	25	GV25

【注記】
既設配管は特記なき限り地下ピット内配管とする。

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	1階平面図（改修後）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	M－3
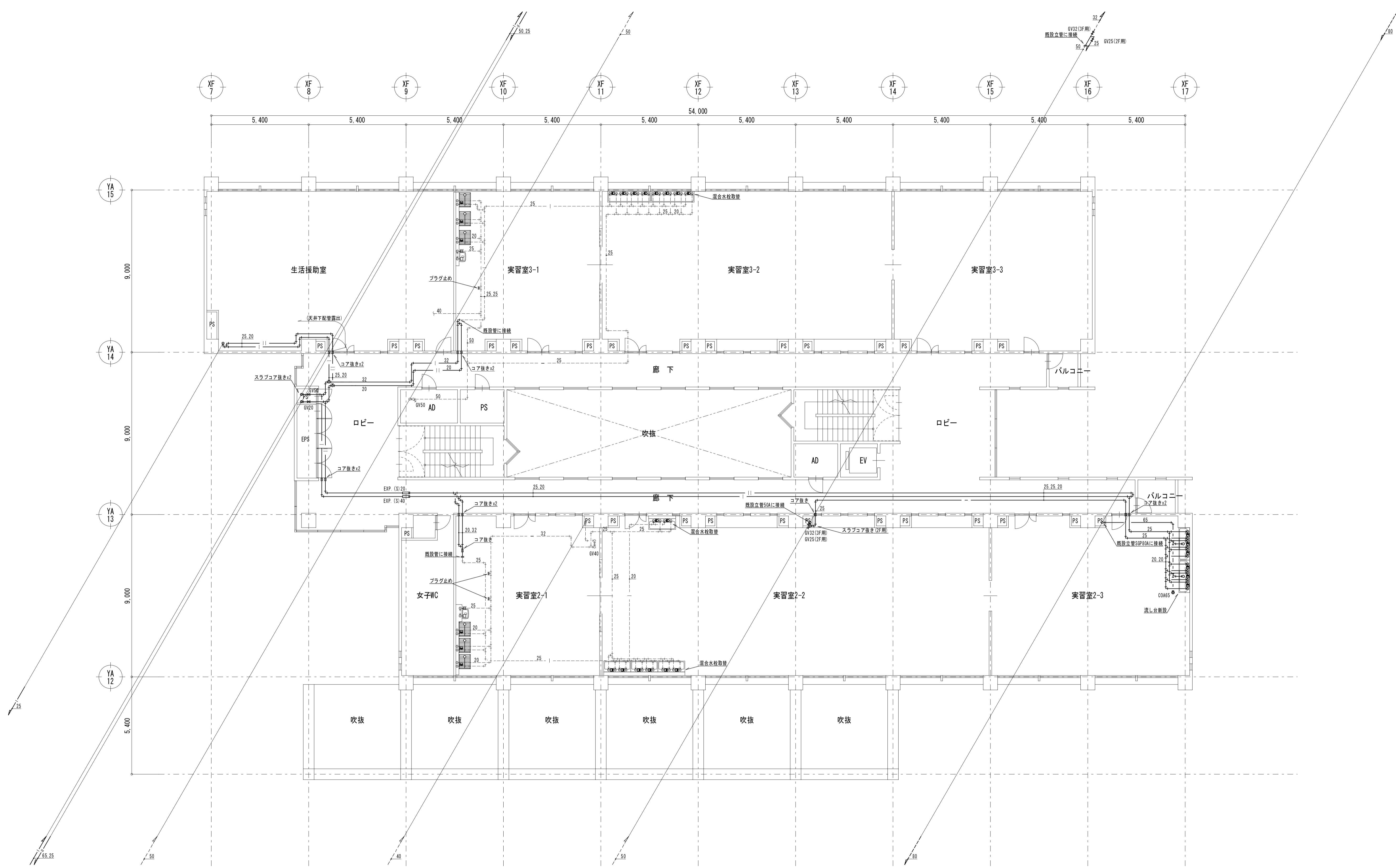
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	２階平面図（改修後）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	M－4
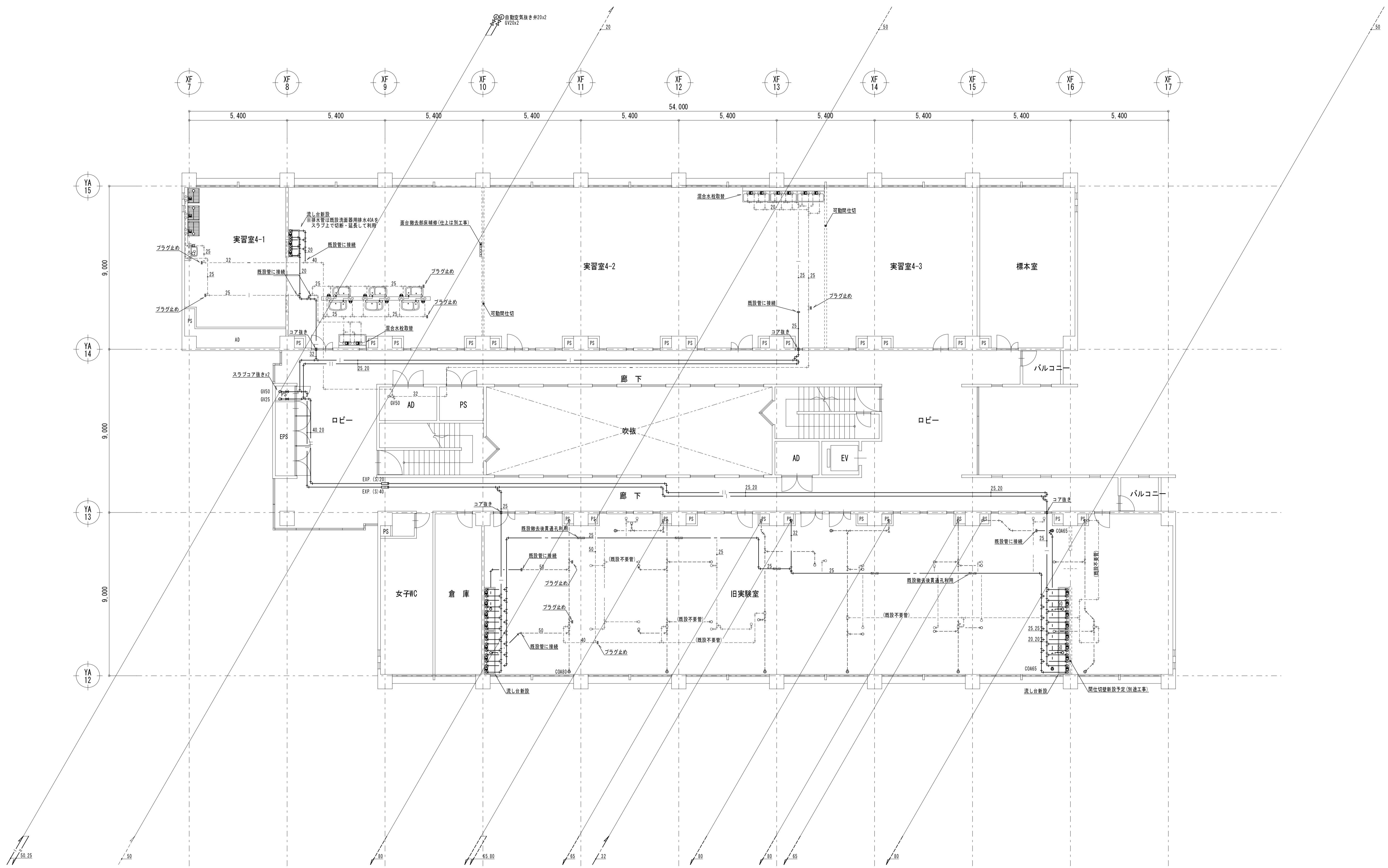
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	３階平面図（改修後）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	Ｍ－５

EW-2　電気温水器　(撤去)		
給水	25	GV25,Yスト25,減圧弁25,逃し弁25
給湯	25	安全弁25,GV25
排水	25	GV25
ドレン	15x2	逃し弁・安全弁ドレン SGP15Ax3m x2
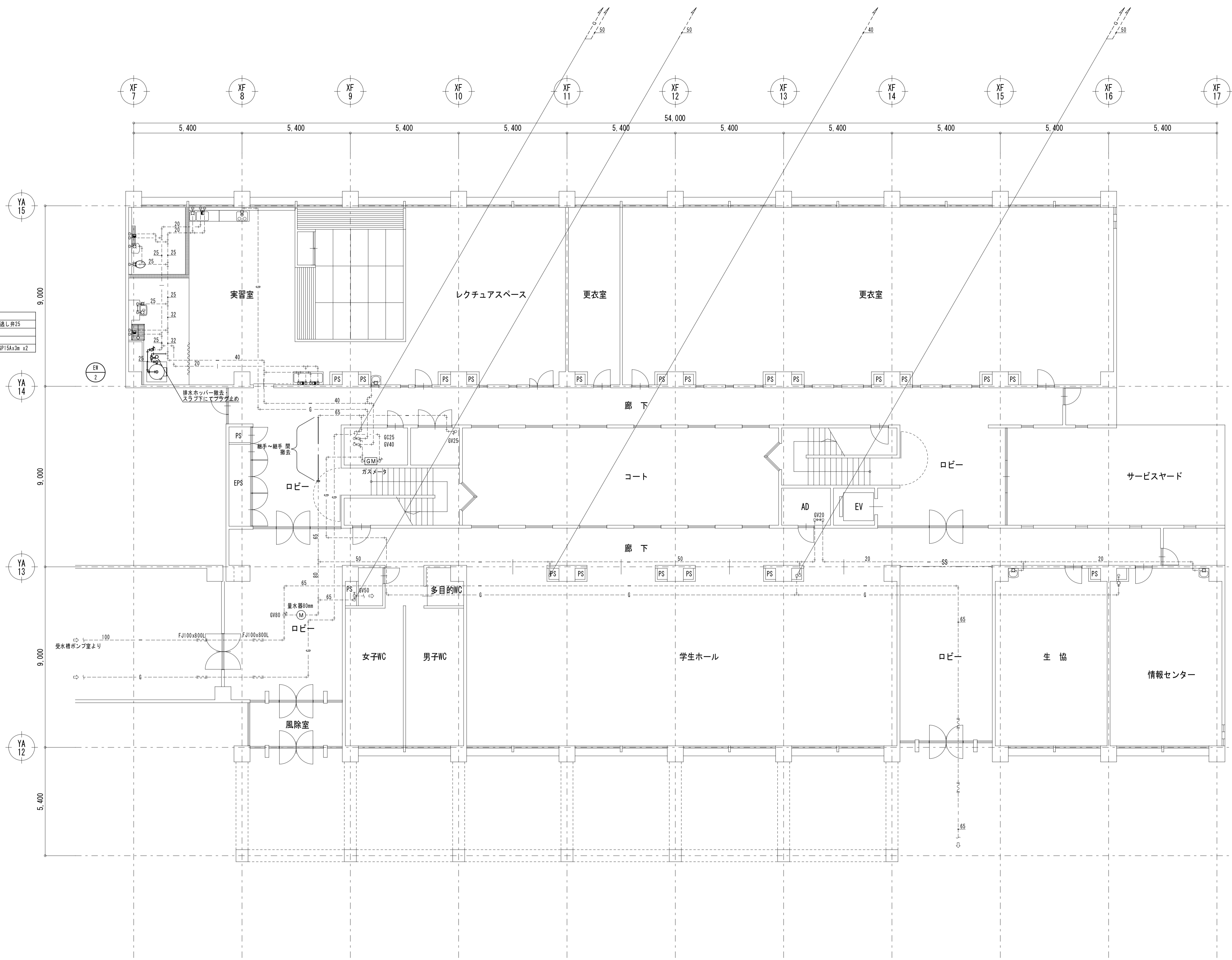
【注記】
実線部配管を撤去とする。
既設配管は特記なき限り地下ピット内配管とする。

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	1階平面図（既設撤去図）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	M－6

EW-2 電気温水器 （撤去） ×３台		
給水	25	GV25,Yスト25,減圧弁25,逃し弁25
給湯	25	安全弁25,GV25
排水	25	GV25
ドレン	15x2	逃し弁・安全弁ドレン SGP15Ax3m x2

【注記】
実線部配管を撤去とする。
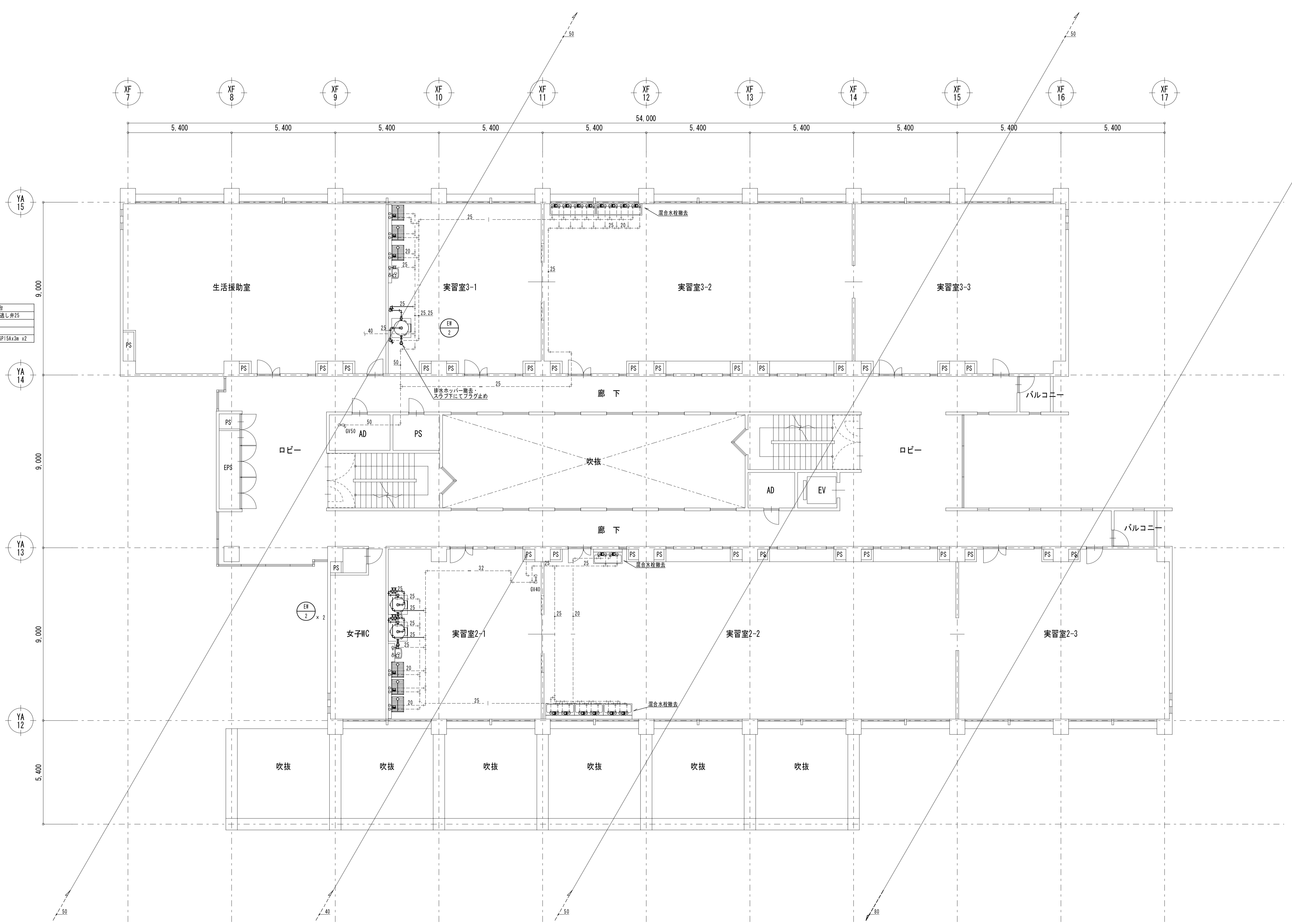
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	２階平面図（既設撤去図）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	M－７

【注記】
実線部配管を撤去とする。
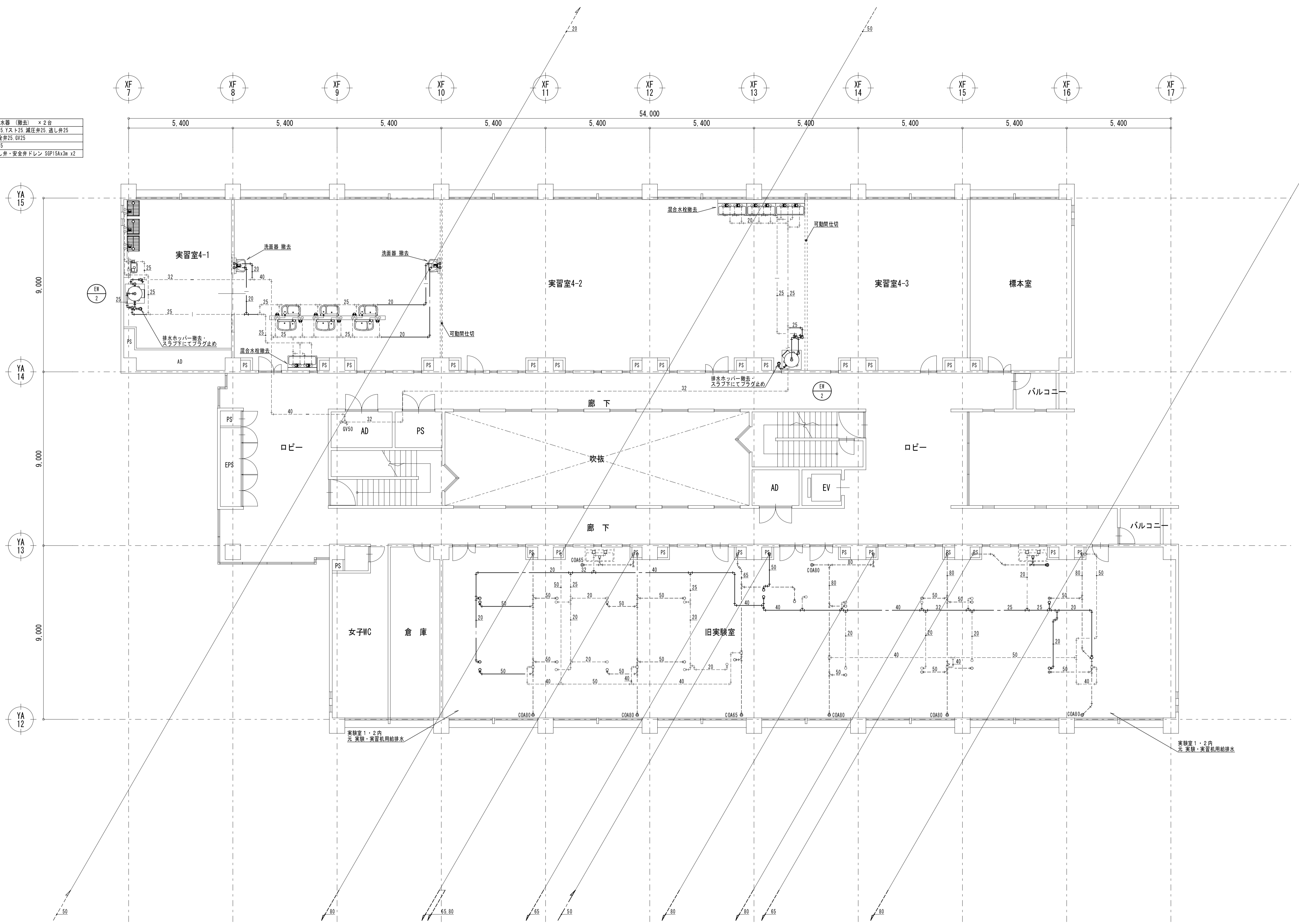
工 事 名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図 面 名	３階平面図（既設撤去図）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮 尺	1/100(A1)	図面番号	M－8

三重県立看護大学実習棟給湯設備改修　　工事特記仕様書

総　　則

工事概要　　1．工事場所　三重県津市夢が丘1丁目　地内

2．工事種目　給湯設備改修

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成25年版)(以下「標仕」という。)による。

2．特記仕様

（1）項目は、○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の［．．］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（標．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部分完成　⊙無　・有（　）
部分引渡し　⊙無　・有（　）

1）保険及び保証
⊙建設工事保険　（保険証の写しを提出）
⊙請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）
（・管理財物担保特約に加入のこと）
・任意にて加入

2）建設共済等
下記の制度について加入すること。
⊙法定外労災保証制度　（加入証明書の写しを提出）
⊙建設業退職金共済制度　当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　共済証紙購入額　請負金額の 1/1000以上
なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする
・任意にて加入
※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項
資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	①適用基準等	⊙建築工事標準詳細図　（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　平成 22 年版） ⊙工事写真の撮り方(改訂第二版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
	2 工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。　[1.1.4] ※請負金額が 2,500万円以上の場合は、登録を行い、施工体系図の提出も行う。
	3 品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速（Vo）=34 m毎秒 地表面粗度　※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20)　・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分　※30 cm　・40 cm
	4 電気保安技術者	・適用する。　・適用しない。　[1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする
	⑤条件明示項目	⊙工事用車両の駐車場及び資機材置場　※敷地内　・　[1.3.5] ⊙施工に際しては、工程及び施工内容について、施設管理者と綿密に調整を行った上で、事業の運営に支障をきたさないよう協力すること。 ⊙大型車通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ⊙工事着手は　月　日以降とし、　月　日までに竣工させること。
	⑥発生材の処理	⊙引渡しを要するもの（　）　[1.3.8] ・特別管理産業廃棄物　※無　・有（　）　処理方法（　） ⊙特定建設資材の搬出 再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ⊙特定建設資材以外の搬出　⊙構外搬出適正処理 ※　廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土（50m3以上）を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	7 交通安全管理	交通誘導員　※配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない　[1.3.9]
	⑧建築材料等	※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。　[1.4.5] ・ ・
	⑨化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。 1）　合板、木質系フローリング、構造用パネル，集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2）　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3）　接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4）　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5）　1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥo規格品 ④旧ＪＡＳのＦco規格品
	⑩特別な材料の工法	改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	11 技能士	※適用する　・適用しない　[1.6.2] ・鉄筋施工　・型枠施工　・鉄工　・塗装　・左官 ※防水施工　・建築大工　・サッシ施工　・内装仕上げ施工
	12 化学物質の濃度測定	施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン　[1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定　・行う　・行わない 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・ 採取方法　・文部科学省の定めるところによる。　・ 報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名　2.測定年月日　3.天候　4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間　6.室名と測定時間　7.測定器具 8.化学物質採取方法　9.分析装置
	⑬完成図	※提出する　・提出しない　[1.8.1～1.8.3] 種類　※改修標仕 表1.8.1による　・ ・配置図及び案内図　・各階平面図 ・各立面図　・断面図 ・仕上表　・施工図 ・施工計画書　・ ※ＣＡＤデータの提出　※提出する　・提出しない ※保全に関する資料　提出部数　※１部　・
	⑭記　録	工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真　1 部 ※工程写真　各工程毎　1 部 ※竣工写真　※内部、外部　2 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。
	⑮設備工事との取合い	施工範囲　※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
	16 設計ＧＬ	※図示のベンチマーク（Ｂ.Ｍ）　mm　（現状地盤はＢ.Ｍ　mm）
	⑰完成引渡し後の点検	かし期間は、別に定めた特約（責任施工による保証期間など）を除き、三重県工事請負契約書に準拠する。 ⊙工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。
	18 随時検査	予定価格(税込)5000万円以上の工事は、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること
2章 仮設工事	①足場その他	内部足場　種別　※きゃたつ、足場板等　・　[2.2.1] 外部足場　種別　※Ａ種（手すり先行工法）・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種・Ｅ種[2.2.1][表2.2.1] 防護シートによる養生　・行わない　・行う 材料、撤去材等の運搬　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1][表2.2.2]
	②養生その他	既存部分の養生　※ビニルシート等　・　[2.3.1] 固定家具等の移動　※行わない　・行う(図示)
	③仮設間仕切り	(ａ)設置箇所　※図示　・　[2.3.2][表2.3.1]（下表）
	4 監督職員事務所	・設ける　規模等は以下による　・既存施設の一部を使用する　※設けない　[2.4.1] （・規模　㎡程度　・仕上げ；床　、壁　、天井　程度）
	⑤工事用水	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない
	⑥工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない
3 防水改修工事	1 既存下地の補修及び処置	※図示による　[3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去　・する　・しない
	⑥シーリング	・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法　[3.1.4][表3.1.2] ・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所　[3.7.2][表3.7.1] ※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする （下表） シーリングの試験　※行わない　・行う（※簡易接着性試験　・引張接着性試験）

③仮設間仕切り

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗装
⊙Ａ種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
・Ｂ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度 ・片面フラシュ程度		※無し ・有り

⑥シーリング

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事
図面名	特記仕様書1
作成年月日	H26. 6.30
縮尺	
図面番号	A-01

5 建具改修工事

1 改修工法　・かぶせ工法　・撤去工法（・引き抜き工法　・はつり工法）　[5.1.3]

2 見本の製作等　・建具見本の製作　・特殊な建具の仮組　[5.1.5]

3 アルミニウム製建具　外部に面する建具　[5.2.2][表5.2.1]

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※ 70	※図示
・B種	S－5			・100	
・C種	S－6	A－4	W－5	・100	

表面処理　※B-1種　・B-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)　[5.2.4][表5.2.2]
内部建具　[5.2.4][表5.2.2]
表面処理　※C-1又はB-1種　・C-2又はB-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)

4 網戸　防虫網　[5.2.3]
網の種別　・ステンレス(SUS316)製　※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
形　式　※可動式　・固定式

5 樹脂製建具　外部に面する建具　[5.3.2][表5.3.1]

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	A－4	W－4	※ 70	※図示
・B種	S－5		W－5	・100	
・C種	S－6				

・防音ドアセット及び防音サッシの適用　種別　・T-A種　・T-B種　[5.3.2][表5.3.2]
・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用　種別　・H-A種　・H-B種　[5.3.2][表5.3.3]

6 鋼製建具　簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない　[5.4.1]

7 鋼製軽量建具　品質規格　※改修標仕表5.5.1による　[5.5.2][5.5.4]
・製造所標準仕様による
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

8 ステンレス製建具　表面仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ　[5.6.2][5.6.4]
曲げ加工　※普通まげ　・角出しまげ
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

9 建具用金物　[5.7.4]
マスターキー　・製作する　・製作しない
モノロック　ゴール(　)　美和ロック(　)
シリンダー箱錠　ゴール(　)　美和ロック(　)
シリンダー本締り錠　ゴール(　)　美和ロック(　)
ドアクローザー　ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ
フロアヒンジ　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リョービ
ヒンジクローザー　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
リョービ、デンセイオートテック
押板、取手　樹建工業、ユニオン

10 自動ドア開閉装置　開閉方法　※スライディングドア　・スイングドア　[5.8.2][5.8.3][表5.8.1～5.8.3]
センサーの種類　・マットスイッチ　・光線スイッチ　・熱線スイッチ　・

11 自閉式上吊り引戸装置　品質規格　※改修標仕5.9.3による　[5.9.3][表5.9.1]
・製造所標準仕様による

12 重量シャッター　種類　・一般重量シャッター　・外壁用防火シャッター　[5.10.2][表5.10.1]
・屋内用防火シャッター　・屋内用防煙シャッター
開閉機能　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式　[5.10.2]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・溶融亜鉛めっき鋼板　[5.10.3]
形状 ※インターロッキング形　・オーバーラッピング形　[5.11.4]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの)　・設ける　・設けない
危害防止機構　・障害物感知装置(自動閉鎖型)
・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能(　)N/㎡(一般重量・外壁用防火のもの)

13 軽量シャッター　開閉形式　※手動式　・上部電動式(手動併用)　[5.11.2][表5.11.1]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・　[5.11.3]
形状 ・インターロッキング形　・オーバーラッピング形　[5.11.4]
耐風圧性能(　)N/㎡

14 その他のシャッター　・オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター

15 ガラス　種類・厚さ ※ 建具表による　[5.13.2]

16 ガラスの留め材　種別(区分は図示による)　[5.13.2][表5.13.1]
※シーリング材(SR-1, ｼﾘｺｰﾝ系、9030G)　・ガスケット

17 ガラス用フィルム　品質は、JIS A5759による
※ガラス飛散防止フィルム　種類(・第2種　・　)　張り面(※内張　・外張)
性能値　※飛散防止率D-1

6 内装改修工事

①改修範囲　既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁,床の改修範囲　[6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示による範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示による範囲
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲
※既存のまま　・図示による範囲

②既存床の撤去並びに下地補修　ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ(接着剤とも)　[6.2.2]
・下地モルタルとも(※図示の範囲　・除去範囲全て)
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・図示
合成樹脂塗り床の除去　・機械的除去工法　・目荒工法

3 既存壁の撤去並びに下地補修　間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修　[4.4.9][6.3.2]
※図示　・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　・行わない)

4 木下地等
表面の仕上がり　・A種　※B種　・C種　[6.5.1][表6.5.1]
木材の含水率　※A種　・B種　[6.5.2][表6.5.2]
木材の品質　※改修標仕6.5.2による　・市販品　[6.5.2][表6.5.3]
樹種　構造材

造作材

代用樹種　※改修標仕表6.5.4による　[6.5.2][表6.5.4]
・代用樹種を適用しない箇所(　)
防ぎ処理　※行わない　・行う(箇所ー　)
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。

5 集成材等　集成材の材質　※6.5.2(b)による　・
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
集成材の等級

品　名	規格・品質	芯材の樹種	施 工 箇 所
※集成材	・一般材	・たも　・なら　・しおじ	
・構造用集成材	・1種 ※2種	・	
・造作用集成材	※1等　・2等	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1等　・2等	・針葉樹単一樹種 ・	

⑥接着剤　※木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種　[6.5.2]
※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤の　[6.8.2][6.14.2]
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

7 床板張り　フローリング及び縁甲板張り床　[表6.5.10]

下張り用床板	※無し
	・有り　※合板張り　ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・
床　板	※単層フローリング(標仕19.5.2による)
	ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種
	・縁甲板　※ひのき

⑧軽量鉄骨天井下地　野縁等の種類　屋内(※19形　・25形)　屋外(※25形　・19形)　[6.6.2][表6.6.1]
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない　[6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない
耐震補強　・行う(図示)
屋外軒天井及びピロティ天井補強　※図示

9 軽量鉄骨壁下地　スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

10 ビニル床シート　工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　)　[6.8.2][6.8.3]

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)	備　考
※発泡層のないもの	※FS	※無地　・マーブル柄	・2.5 ※2.0	
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地		
・				

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

11 ビニル床タイル　[6.8.2]

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※コンポジションビニル床タイル(半硬質)	CT	※2.0	
・コンポジションビニル床タイル(軟質)	CTS	・	
・ホモジニアスビニル床タイル	HT	・	

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

12 帯電防止ビニル床タイル　[6.8.2]

種　類	厚さ(mm)	性　能
・コンポジションビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値　1.0x10⁹ Ω以下又は
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	漏えい抵抗値　1.0x10¹⁰ Ω以下

13 誘導用及び注意喚起用床材　視覚障害者用床タイル　[6.8.2]

種　類	寸法(mm)	施工箇所
・塩化ビニル製	※300×300	
・レジンコンクリート製	・	
・磁器又はせっ器質タイル		

14 ビニル幅木　高さ(mm)　※60　・75　・100

15 カーペット敷き
・織じゅうたん　[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

種　別	パイル形状	色柄　等	備　考
・A種	・カットパイル	※無地	
・B種	・ループパイル	・柄物(標準品)	
・C種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タフテッドカーペット　[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長(mm)	工　法	帯電性
・カットパイル	※5～7	※全面接着工法	人体帯電圧
・ループパイル	※4～6	・グリッパー工法	※3kv以下
・カット、ループパイル併用	・		

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タイルカーペット　[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	種類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
・ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500 ・	※6.5	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

下敷き材　種類　※第二種二号　厚さ　8.0mm

⑯合成樹脂塗り床　[6.10.3][表6.10.4～6.10.8]
⊙弾性ウレタン塗床材　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
⊙エポキシ樹脂塗床材　※薄膜流し展べ仕上げ　・防滑仕上げ
・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑　・防滑)
・樹脂モルタル仕上げ(※平滑　・防滑)
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

17 フローリング張り　[6.11.2～6.11.7][表6.11.1～表6.11.4]

種　別	樹　種	工　法	塗　装
※天然木化粧複合フローリング	※なら	※釘止め工法(C種)	・塗装品
・単層フローリング	・ひのき		・無塗装品
・モザイクパーケット張り			

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

18 畳敷き　種別　・A種　・B種　・C種　※D種(KT－Ⅲ)　[6.12.2][表6.12.1]

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事
図面名	特記仕様書2
作成年月日	H26. 6.30
縮尺	
図面番号	A-02

6 内装改修工事

⑲ せっこうボード その他ボード張り

[6.13.2][表6.13.1]

種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・15 ・20 ・25 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	無石綿 ※6 ・8 ・
・ロックウール化粧吸音板	DR	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ (※9 (不燃) ・12 ・) ・凹凸ﾀｲﾌﾟ (※12(不燃) ・15 ・19 ・)
⊙せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃) ・9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) 化粧無 (下地張り用) 化粧有 (ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
・シージング石こうボード	GB-S	・12.5(不燃)
・化粧せっこうボード	GB-D	・12.5(不燃) ・9.5 (準不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	・9.5
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による 厚さ1.2
・パーティクルボード		

合板類、繊維板、パーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 ※適用する ・適用しない

⑳ せっこうボードの目地処理

目地処理の種類等 [6.13.3][表6.13.5]
⊙継目処理工法 施工場所 ( )
・突付け工法 施工場所 ( )
・目透し工法 施工場所 ( )

21 壁紙張り

[6.14.3]

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
		・不燃 ・準不燃 ・難燃	
		・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びプラスター面の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [表7.2.5]
石こうボード及びその他ボード面の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [表7.2.7]
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

22 陶磁器質タイル張り

タイルの種類 (6.16.3)

施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分		耐凍害性		色調		うわぐすり		役物	
				無	有	標準	特注	無釉	施釉	無	有
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き ※行わない ・行う (※外装タイル ・)
内装タイル ※壁タイル接着剤張り ・改良積上げ張り [6.16.5][表6.16.5]

23 セルフレベリング

セルフレベリング材の種類 ・せっこう系 ・セメント系 [6.17.1][表6.17.1]
※厚み(mm程度)

24 断熱材

(標19.9.2)(標19.9.3)

種類		施工箇所	厚さ (mm)	品質等
・押出法 ポリスチレン フォーム 保温板	※2種b	※一般部	※25	※ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの
	※3種b	・接地部分	※25	
・現場発泡断熱材		※断熱材補修部分		ノンフロンタイプ ・HFCタイプ 難燃性※3級 ・2級 ・難燃材料相当品
		・一般部	※15	

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

25 可動間仕切

(標20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8) ・	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・

遮音性 ・あり ( ) ・なし

26 フリーアクセスフロア

(標20.2.2)

施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
				・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

製造所

27 移動間仕切り

(標20.2.4)
パネル表面材 (・) 遮音性 (・)
パネル及び圧着装置の操作方法 (・)

28 トイレブース

(標20.2.5)
パネル表面材 (・)
脚部 ※幅木タイプ ・脚金物タイプ

29 階段滑り止め

材種 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り ・ (標20.2.6)
寸法 ※幅 35mm ・ 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法

30 黒板及びホワイトボード

黒板 (暗線入工場製作品) (標20.2.8)
種類 ※ホーロー黒板 ・焼付け鋼製黒板 ・ホーロー白板

31 ブラインド

・既存再使用する (養生方法) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.12)

形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100	

32 カーテン

・既存再使用する (養生方法) [2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.14)

施工箇所	名称・品質	ひだの種別	形式
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引き ・引分け

防炎加工 消防庁認定の ㋑ とする
カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型
カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・一幅未満は使用しない
暗幕用カーテンの召合せの重なりは、300mm以上とする

㉝ 点検口

天井点検口 ※アルミニウム製 (※額縁タイプ ・目地タイプ)
床点検口 ※アルミニウム製 ・ 受け枠(・)

34 流し台ユニット

種類	寸法	適用内容	規格・品質等
流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品
コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付	

7 塗装改修工事

① 材料一般

・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。( )
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 [7.1.3]
※規制対象外 ・第三種

② 下地調整

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]
下地調整 [表7.2.1～表7.2.7]

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4～表7.2.6]
・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示)

3 錆止め塗料塗り

塗料種別 [表7.3.1]
屋外 (※A種( )・B種) 屋内 (※A種 ・B種 ・C種)
鉄鋼面EP-Gの場合 (・A種 ※B種)
塗り工法 [表7.3.3][表7.3.4]
鉄鋼面塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種
亜鉛めっき面の塗りの種別 ※A種 ・B種 ・C種
亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種
新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ※標仕18.3.3による

4 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

塗り工法 [7.4.1～7.4.5][表7.4.1][表7.4.2][表7.4.3]

下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種 ・2種	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・C種
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.3よる ・

5 フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)

木部 種別 (・A種 ※B種 ・C種) [7.6.2][表7.6.1]
鉄鋼面、亜鉛めっき面 種別 (・A種 ※B種 ・C種) [7.6.3][表7.6.2]

⑥ アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.5][7.2.6]
塗り工法の種別 ・A種 ※B種 [7.7.2][表7.7.1]

7 耐候性塗料塗り (DP)

塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.2][表7.2.1] ～ [7.2.7][表7.2.7]

塗料種別
・ JISK5659 (1級) ふっ素系樹脂塗料
・ JISK5659 (2級) シリコン系樹脂塗料
・ JISK5659 (3級) ポリウレタン系樹脂塗料
・

塗り工程
・鉄鋼面 工法は、改修標仕表7.8.1 (7.8.2)(表7.8.1)
・亜鉛めっき面 工法は、改修標仕表7.8.2 (7.8.3)(表7.8.2)
・コンクリート面、押出成型セメント板面
工法は、改修標仕表7.8.3 (7.8.4)(表7.8.3)

9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

[7.9.2～7.9.5][表7.9.1～表7.9.4]

下地の種類	塗り工法
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)
木部	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)
亜鉛めっき鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)

塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない

10 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)

塗り工法の種別 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.1]

11 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り(EP-T)

新規の塗りの種別 ・A種 ※B種 [7.11.2][表7.11.1]
塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種別
合成樹脂エマルション模様塗り	※RB種	※A種
	・RC種	※C種
平滑な塗料塗り	※RB種	・A種 ・B種
	・RC種	・C-1種 ・C-2種

12 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

塗り工法の種別 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]
塗料の種別 ※1液形 ・2液形

13 木材保護塗料塗り (WP)

工法 ・A種 ※B種 [7.15.2][表7.15.1]

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	特記仕様書3		
作成年月日	H26. 6.30		
縮尺		図面番号	A-03

既設床仕上げ表

室　名	床	備　考
実 習 室	※樹脂塗床仕上げ（弾性ｳﾚﾀﾝ）	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ下地	
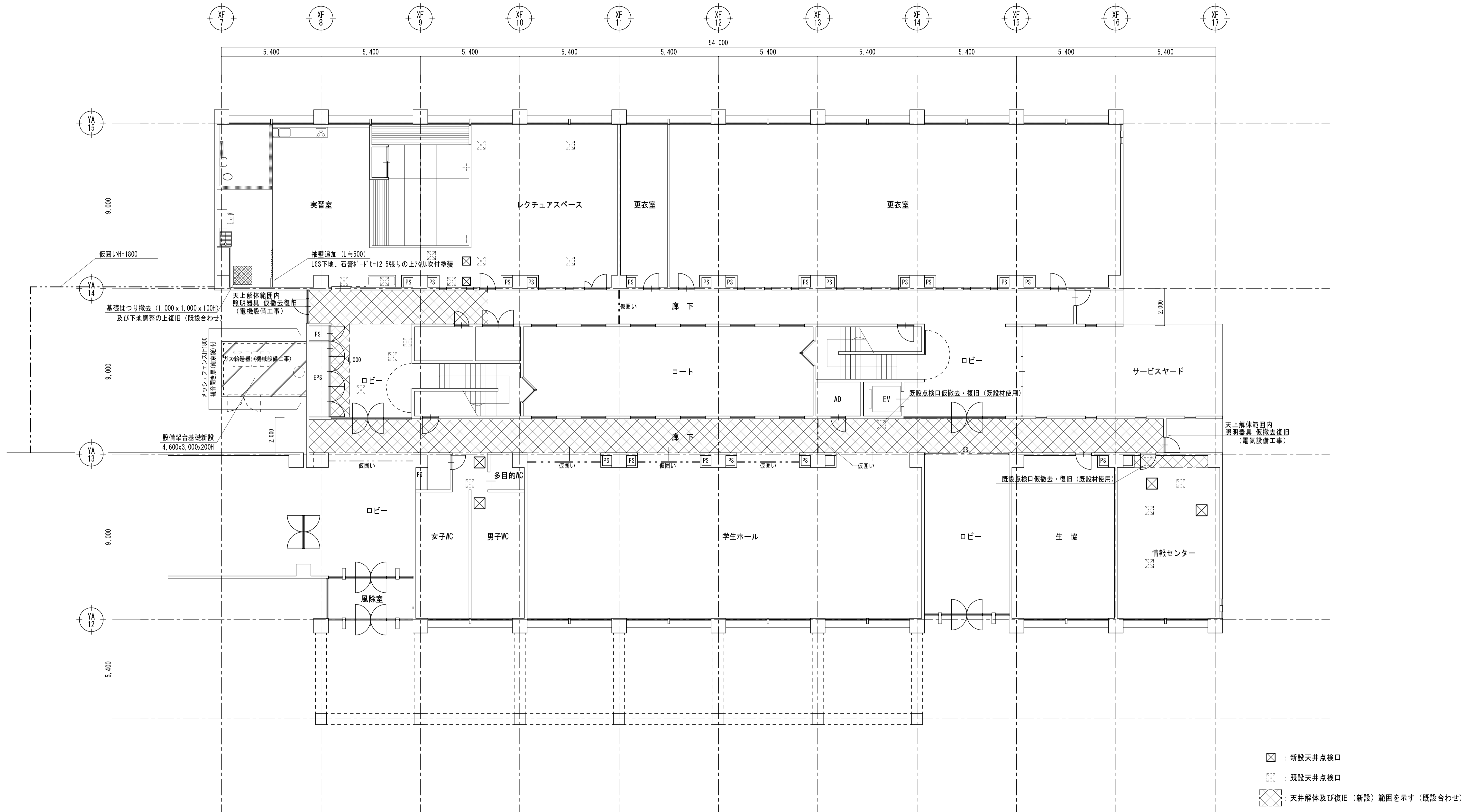
既設天井仕上げ表

室　名	見切縁	天　井	備　考
廊　下・ロ　ビ　ー	塩ビ	PB9.5+岩綿吸音板ｔ＝12	既設点検口一部仮撤去及び復旧（既設材使用）
		LGS下地	

⊠ ：新設天井点検口

：既設天井点検口

：天井解体及び復旧（新設）範囲を示す（既設合わせ）

：仮囲い　LGS下地PB9.5（片面）張り

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	1階平面図		
作成年月日	H26. 6.30		
縮　尺	1/100(A1)	図面番号	A-04

既設床仕上げ表

室　名	床	備　考
実習室4-1・4-2	※樹脂塗床仕上げ（弾性ウレタン）	
	コンクリート下地	

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	３階平面図		
作成年月日	H26. 6.30		
縮　尺	1/100(A1)	図面番号	A-06
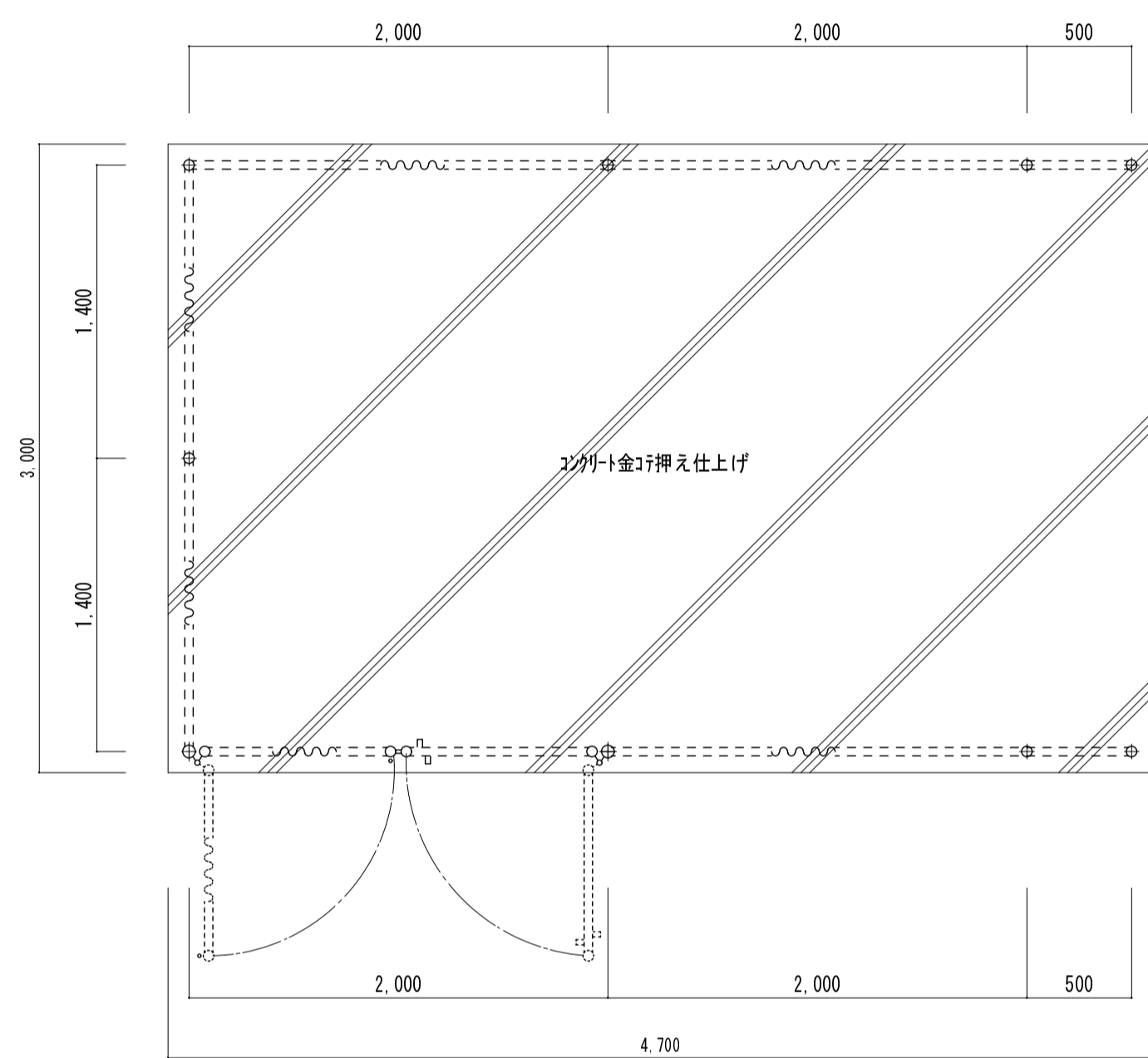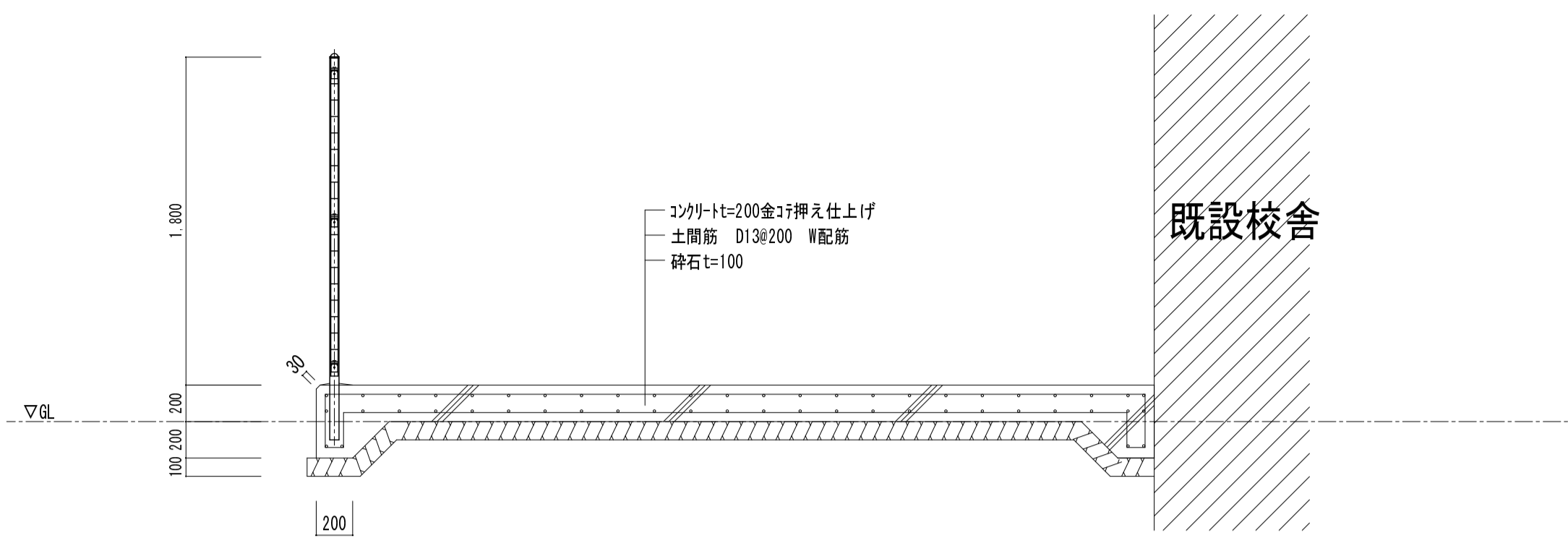
コンクリート	F_c=21N/mm²	[JIS A 5308]
鉄　　筋	SD295A	[JIS G 3112]
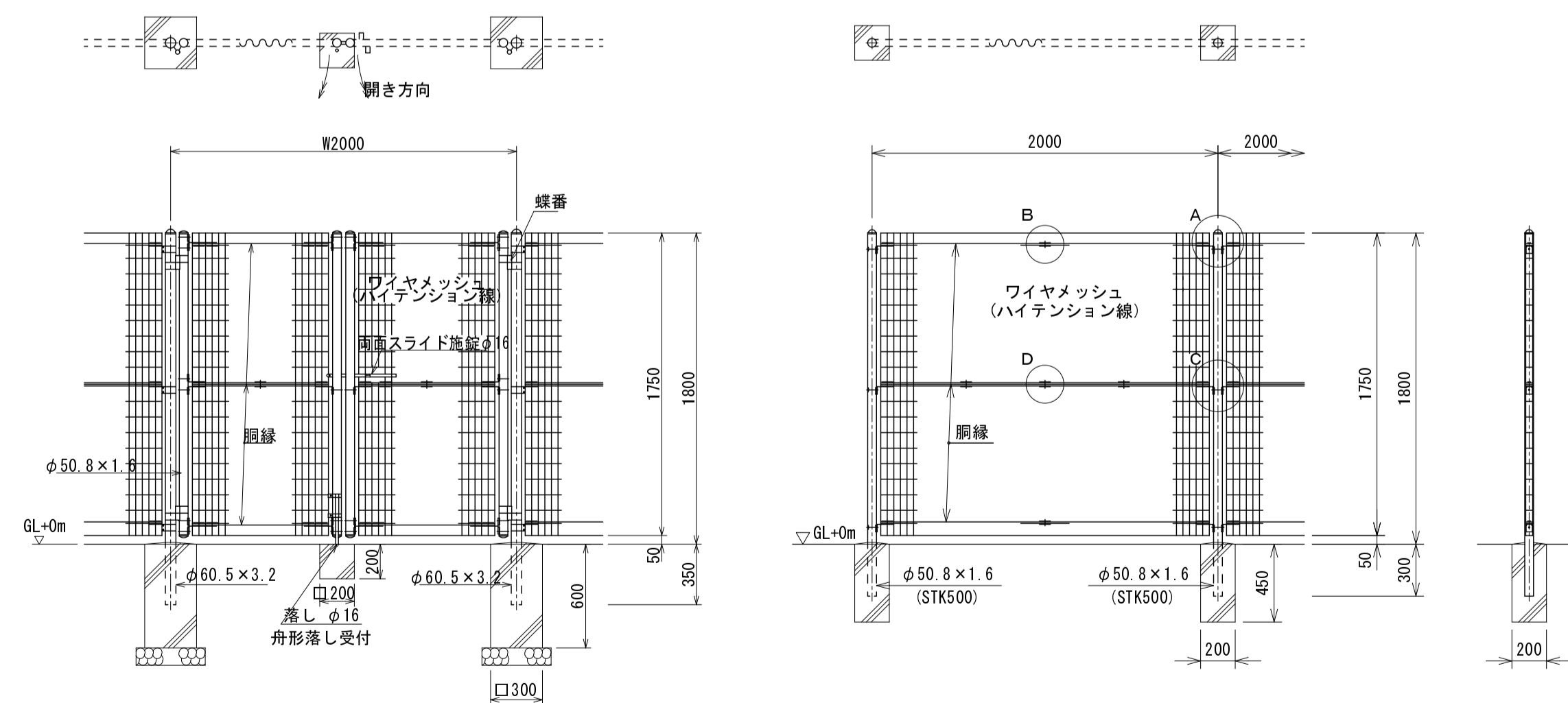
1．外装について
- ・門　柱 、 枠　体 / パネル取付金具類 ・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上アクリル系樹脂静電粉体塗装
- ・ワイヤメッシュ ・・・ 亜鉛めっきの上ＰＶＣ樹脂静電粉体塗装
- ・胴　　縁 ・・・ 亜鉛めっきの上アクリル系樹脂静電粉体塗装
- ・ボルト、ナット類 ・・・ ＳＵＳ品を除き、溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。但し、ワッシャは溶融亜鉛めっきのみ。
- ・施錠装置、落し ・・・ 溶融亜鉛めっきのみ　南京錠

2．本図門扉は片側１８０゜開きとする。

工 事 名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図 面 名	雑詳細（機械設置スペース）		
作成年月日	H26. 6.30		
縮　　尺	1/30(A1)	図面番号	A-07

工事名称　三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事

仕　様　書（電気設備の部）

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　三重県津市夢が丘１－１

2. 建物概要

建物名称	構造及び階数	国：延面積	建：延面積	消施令の適用	備　考
				別表第一（　）項	
				別表第一（　）項	
				別表第一（　）項	
				別表第一（　）項	
				別表第一（　）項	
				別表第一（　）項	

3. 工事種目　（○印の付いたものが対象工事）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別：屋内							屋外・その他
⊙ 電灯設備	改設一式							新設一式
・ 動力設備								
・ 電熱設備								
・ 雷保護設備								
・ 受変電設備								新設一式
・ 静止形電源設備								
・ 発電設備								
・ 構内情報通信網設備								
・ 構内交換設備								
・ 情報表示設備								
・ 映像・音響設備								
⊙ 拡声設備	改設一式							
・ 誘導支援設備								
・ テレビ共同受信設備								
・ 監視カメラ設備								
・ 駐車場管制設備								
・ 防犯・入退室管理設備								
⊙ 自動火災報知設備	改設一式							
・ 中央監視制御設備								
・ 構内配電線路								
・ 構内通信線路								
・ テレビ電波障害防除設備								

4. 指定部分　⊙ 無　・ 有
対象部分：

Ⅱ．工事仕様

1. 新設工事共通仕様（Ⅰ．3. 工事種目において新設・増設一式とあるもの）

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準図」という。）による。

２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。
なお、機械設備の工事仕様は（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

2. 改修工事共通仕様（Ⅰ．3. 工事種目において改設・撤去一式とあるもの）

１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２３年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２３年版）」（以下、「標準図」という。）による。

２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。
なお、機械設備の工事仕様は（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

3. 特記仕様

１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

２）特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

３）東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事請負人は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第 26 条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

章	項　目	特　記　事　項

1 一般事項

1. 工事実績情報の登録
登録可能な請負金額の場合：適用する（提出先(財)日本建設情報総合センター）

②. 発生材の処理等について
本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日　法律第１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行なう。ただし、工事契約後にやむをえない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議を行う。
尚、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。
①再資源化等が完了した年月日
②再資源化等をした施設の名称及び所在地
③再資源化等に要した費用

（１）分別解体の方法

工　程	作業内容	分別解体の方法
・ 新築 ・ 増築 ・ 修繕 ・ 模様替	建築設備工事 ・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業・機械作業併用

（２）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所　在　地
・ コンクリート		
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材		
・ 木材		
・ アスファルト・コンクリート		

3. 建設副産物情報交換システム
本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。総合施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

④. 概成工期
総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期の概ね　10日前までに支障の無い状況までに完了していること。

5. 電気保安技術者

⑥. 事故報告
工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。

⑦. 機材等
１）本工事に使用する設備機材等は、設計図書（「追記・一般事項　1．設備機材等」を含む。）に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
２）化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。
（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（５）上記（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	①JIS及びJASのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	①JIS及びJASのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのＥ ○規格品 ④旧JASのＦ ○○規格品

⑧. 機材の品質・性能証明
設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。

9. 室内空気中の化学物質の濃度測定
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパッシブ型採取機器により行う。
<測定時期>　・ 工事着手前　・ 施工終了時
<測定対象室>　・ 図示
<測定箇所>　・ 図示

⑩. 機器姿図
姿図の形状及び寸法は、概略を示す。

⑪. 電気工事士
最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

⑫. 工事用電力、水その他
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて請負者の負担とする。

⑬. 施工図等
工事が完成（指定部分に係わる完成を除く）したときは、本工事で作成する施工図等のうち、下記の原図及び複写図（1 部）を監督職員に提出する。ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に代わるものとしてよい。
なお、施工図等の著作権に係わる該当建物に限る使用権は、発注者に移譲する。
［機器製作図　一式　　試験成績書　一式
制御システム図　一式　　機器・配管配線施工図　一式］

⑭. 完成図等
⊙提出要（⊙ 設計図ＣＡＤデータ使用　・ 既存完成図修正）　・提出不要
提出部数等は監督職員と協議による。

2 共通事項

①. 監督職員事務所
⊙ 設けない　・設ける（　号）　・既存建物利用

②. 建設発生土の処分
⊙ 構内敷きならし　・ 構外搬出（片道運搬距離　約　ｋｍ）
構外搬出の搬出先は監督職員と協議による。

③. 足場・桟橋類
⊙ 別契約の関係請負者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。ただし、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成１５年４月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。

4. 他工事との工事区分
図面に特記無き場合は、表－１「他工事との工事区分表」による。

⑤. 機器取付高さ
図面に特記無き場合は、表－２「機器標準取付高さ」による。

6. 接地極
図面に特記無き接地極は、表－３「接地極一覧表」による。

7. 接地調査
敷地内の３箇所において、大地抵抗率の測定及び試験電極施工による接地抵抗の測定を次により行い、その報告書を監督職員に提出する。

測定種別	測　定　方　法
大地抵抗率	大地抵抗率測定器（ウェンナーの４電極法によるもの）を用いて行う。
接地抵抗	直径１４㎜、長さ１５００㎜の接地棒を打ち込み、JIS C1304（接地抵抗計）に規定するものを用いて行う。

（報告書：大地抵抗率測定表及び解析グラフ、接地設計、工事写真等）

⑧. 電源周波数
⊙ 60 Ｈｚ　・ 50Ｈｚ

⑨. 電線類
使用する電線類は、次に示す記号及び規格による。

記　号	規　格
EM-FP-C	JCS 4506「低圧耐火ケーブル」
EM-HP	JCS 3501「小勢力回路用耐熱電線」
EM-OCT	JCS 4512「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」
EM-UTP	JCS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイストペアケーブル」

⑩. 合成樹脂管配線
合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品は、タイプ － 25 のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。

⑪. 薄鋼電線管
薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。

12. 電線本数・管路等
分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。

13. 金属管の塗装
次の露出配管は、塗装を行う。
（・ 屋外　・　　）

⑭. 保護管
ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。

15. 最上階の埋め込み配管
最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。

16. 呼び線
長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。

17. フラッシュプレート
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。
・ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・ 樹脂製

18. 地中配線の埋設深さ等
地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。また、地中配線には埋設シート（1/2 重ね）を設ける。

19. ハンドホールの蓋
ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。
構内配電線路の用途名（・ 電力　・　）
構内通信線路の用途名（・ 通信　・　）

20. 電力・電話の引き込み
電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に速やかに行う。

㉑. 耐震措置
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針　2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
（１）設計用水平地震力は機器重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。
<施設区分>　・ 特定の施設　⊙ 一般の施設
<重要機器>　・ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置　・ 交換機　・ 火災報知設備　・ 中央監視制御装置　・
<上層階の定義>　2 ～ 6 階建ての場合は最上階、7 ～ 9 階建ての場合は上層 2 階、10 ～ 12 階建ての場合は上層 3 階、13 階建て以上の場合は上層 4 階

局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用水平震度

設置場所	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	2.0（2.0）	1.5（2.0）	1.5（2.0）	1.0（1.5）
中間階	1.5（1.5）	1.0（1.5）	1.0（1.5）	0.6（1.0）
１階及び地下階	1.0（1.0）	0.6（1.0）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

局部震度法による水槽類の設計用水平震度

設置場所	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
１階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

注）（　）内数値は、防震支持の機器の場合に適用する。

（２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

3 電力・受変電・発電

1. 照明制御総合動作試験
照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾をうける。
・ 目標照度設定のための各調光センサー（夜間及び日中）
・ 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー
・ タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認
・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認
※上記試験項目は全数確認とする。

2. 蛍光灯安定器・ランプ
図面に特記なき場合は、表－４「蛍光灯器具の安定器の種類」による。

3. コンセント
発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。

4. 電動機等の接地
金属管配線において、電動機容量 7.5ｋＷ 以下は金属管を接地線とする。

5. インバータ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（ｋＷ）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
インバータ効率（％）	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5

電動機出力（ｋＷ）	15	18.5	22	30	37	45		
インバータ効率（％）	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5		

（１）電動機の供給電圧は２００Ｖ又は４００Ｖとする。
（２）インバータ効率は、１００％負荷時の値とする。

⑥. 分電盤・実験盤
本工事の分電盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8370「配線用遮断器」による。

7. 自家発電設備の配管工事等
原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は監督職員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。

⑧. 設備機器容量等
本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。

4 通信・情報

1. 局線
局線の新増設移転の手続きは、本工事とする。

2. 電界強度の測定
最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を 3 か所以上行うこと。また、その報告書を監督職員まで提出すること。

5 改修一般事項

1. 施工調査
事前調査（・ 本工事　・ 別途工事）
調査項目（・　・　）
調査範囲（・ 図示　・　）
調査方法（・ 図示　・　）

2. 仮設備
仮設備項目（・ 受変電　・ 発電　・　）
仮設備期間（・ 図示　・　）

3. 養生
養生範囲（・　・　）　養生方法（・　・　）

4. はつり
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。

５．非破壊調査等
非破壊調査等による埋設物の調査（・ 要　・ 不要）とする。
なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。

6. 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
・ 引き渡しを要するもの（・ 金属類　・ 盤類　・ 電線、ケーブル）
・ 特別管理産業廃棄物（・ ＰＣＢ使用機器　・　・　）
・ 特別管理産業廃棄物の処理方法
　・ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
　※ 照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し金属箱に収納し表示を付して建物管理者に引き渡す（報告書共）。
・ 再生資源化を図るもの（・ 蛍光ランプ　・　・　）
・ 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出処理費は別途とする。

⑦. 既設との取り合い
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

表－１　「他工事との工事区分表」

他工事との取合い			電気設備工事	機械設備工事	建築工事
開口部	梁・床・壁貫通部	補強	・	・	○
		スリーブ・仮枠	○	・	・
	埋込分電盤・端子盤・プルボックス	補強	・	・	○
		仮枠	○	・	・
	軽量鉄骨下地天井・壁ボード類の切込	補強有りの場合(補強共)	・	・	○
		補強無しの場合	○	・	・
	床デッキプレート	切込	・	・	○
	既製間仕切壁の位置ボックス及びその取付		○	・	・
発電機の基礎			・	・	○
配電盤・制御盤等の基礎		屋内・屋上	・	・	○
		屋外	○	・	・
自立型テレビアンテナの基礎（屋上）			・	・	○
避雷針の基礎（屋上）					○
配線ピット及び蓋					○
自立閉鎖装置を取付ける防火戸の切込・補強及びﾄﾞｱﾁｪｯｸ・ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ			・	・	○
照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート			○	・	・
別途機器などへの接続（直接接続するもの）			○	・	・
機器付属制御盤以降の配管配線（接地共）			・	○	・
機器付属制御盤への電源供給の渡配管配線（接地共）			○	・	・
機器付属制御盤への操作回路の渡配管配線			・	○	・
天井吊型 FCU 及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡配管配線			・	○	・
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線			○	・	・
小便器用水装置の制御盤以降の配管配線			・	○	・
自動扉及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線			○	・	・
防油提			・	・	○
天井点検口			・	・	○

表－２　「機器標準取付高さ」

区分	名　称	測　点	取付高さ（㎜）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800~2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800~2,200
電灯	分電盤	床上～中心（上端1,900以下）	1,500
	スイッチ	床上～中心	1,300
	スイッチ（多目的便所）	床上～中心	1,100
	スイッチ（自動ドア）	床上～中心	1,800
	コンセント（一般）	床上～中心	300
	コンセント（和室）	床上～中心	150
	コンセント（台上）	台上～中心	150 ～ 200
	コンセント（土間）	床上～中心	500
	コンセント（外壁・屋外）	地上～中心	800
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100~2,300
	ブラケット（踊場）	床上～中心	2,000~2,500
	ブラケット（鏡上）	鏡上端~中心	150
動力	壁掛制御盤	床上～中心（上端1,900以下）	1,500
	手元開閉器	床上～中心	1,500
	操作スイッチ	床上～中心	1,300
構内交換	室内端子盤	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	壁付電話機	床上～中心	1,300
時計	壁付形親時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	子時計	床上～中心	天井高×0.9
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,300

区分	名　称	測　点	取付高さ（㎜）
出退・マルチサイン	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信器	床上～中心	1,300
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ（一般）	床上～中心	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	床上～中心	1,300
	押ﾎﾞﾀﾝ（ﾄｲﾚ呼出用）	床上～中心	900
	押ﾎﾞﾀﾝ（ﾄｲﾚ呼出用）	床上～中心	300
	復帰ﾎﾞﾀﾝ	床上～中心	1,500~1,800
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット（一般）	床上～中心	300
	直列ユニット（和室）	床上～中心	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800~1,500
	機器収容箱・発信機	床上～中心	800~1,500
	ベル	床上～中心	2,300
	表示灯	床上～中心	2,100
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	300

備考
注）1. 天井高 3,000 以上の場合は、監督職員と協議する。
2. 意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・ＥＶホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と協議する。
3. 表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。

表－３　「接地極一覧表」

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
・ 共同接地	$E_{A \cdot B \cdot C \cdot D}$	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ 共同接地	$E_{A \cdot C \cdot D}$	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ Ａ種	E_A	10 Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－2 組
・ Ｂ種	E_B	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ Ｃ種	E_C	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ Ｄ種	E_D	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ Ｄ種	E_D	100 Ω以下	ＥＢ（D=10 又は W=30）×1
・ 雷保護用	E_{LA}	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×　連－　組 又は ＥＰ－0.6×2
・ 高圧避雷器	E_{LH}	10 Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－2 組
・ 交換機用	E_t	Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－　組
・ 通信用	E_{At}	10 Ω以下	ＥＢ（D=14 又は W=40）×3 連－2 組
・ 通信用	E_{Dt}	100 Ω以下	ＥＢ（D=10 又は W=30）×1
・ 電話引込口の保安器用	E_{Dt}	100 Ω以下	ＥＢ（D=10 又は W=30）×1
・ 測定用	E_0	100 Ω以下	ＥＢ（D=10 又は W=30）×1
・ 構造体接地		Ω以下	
・ 等電位接地		Ω以下	

注）E_B でD=14の場合はＬ=1500とし、W=40の場合はＬ=1200、W=30の場合はＬ=900とする。

表－４　「蛍光灯器具の安定器の種類」

蛍光灯の種類		安定器の種類	電　圧
コンパクト形	Ｈｆ形　Ｐ３２形	PN、PR、PW、PX	100/200V
	Ｈｆ形　Ｐ４５形	PN、PX	100/200V
	Ｈｆ形　Ｈ１６形　Ｈ２４形　Ｈ３２形	PN	100/200V
	Ｈｆ形　Ｈ４２形	PX	100/200V
Ｈｆ直管形	Ｈｆ１６形	PH、PX	100/200V
	Ｈｆ３２形	PW、PK、PN PJ、PＸ、PZ	100/200V
高輝度誘導灯		EL	100V

Ⅲ．その他

１．図面上の記号・凡例は特記なき場合は次による。

１）幹線及び分岐回路記号は下記による。

幹線等記号

記号	名称	記号	名称	記号	名称
ＬＬ	低圧電灯	ＴＥＬ	電話	ＩＮ	誘導支援
ＬＰ	低圧動力	Ｓ	拡声	ＴＶ	ﾃﾚﾋﾞ共同受信
ＨＰ	高圧電力	Ｃ	電気時計	Ｆ	自動火災報知
ＯＡ	ＯＡ電源	Ｉ	表示	ＦＳ	自動閉鎖

分岐回路記号

電源種別	１φ１００Ｖ	１φ２００Ｖ	３φ２００Ｖ
一般回路	① ② ③	◇1 ◇2 ◇3	□1 □2 □3
自家発回路	Ⓐ Ⓑ Ⓒ	◇A ◇B ◇C	□A □B □C
非常用照明回路	㋑ ㋺ ㋩		

２）傍記に△のある室名は、スラブ天井の部屋を示す。

３）傍記に○のある室名は、ＯＡフロアの部屋を示す。

工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	電気設備特記仕様書		
作成年月日	H26. 6.30		
縮尺	N/S(A1)	図面番号	Ｅ－１
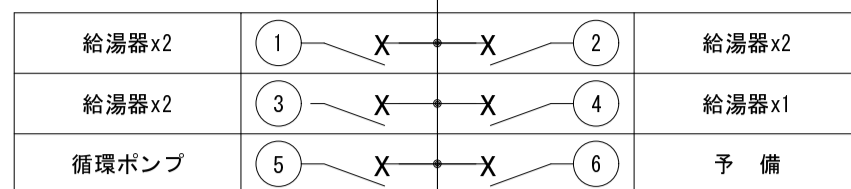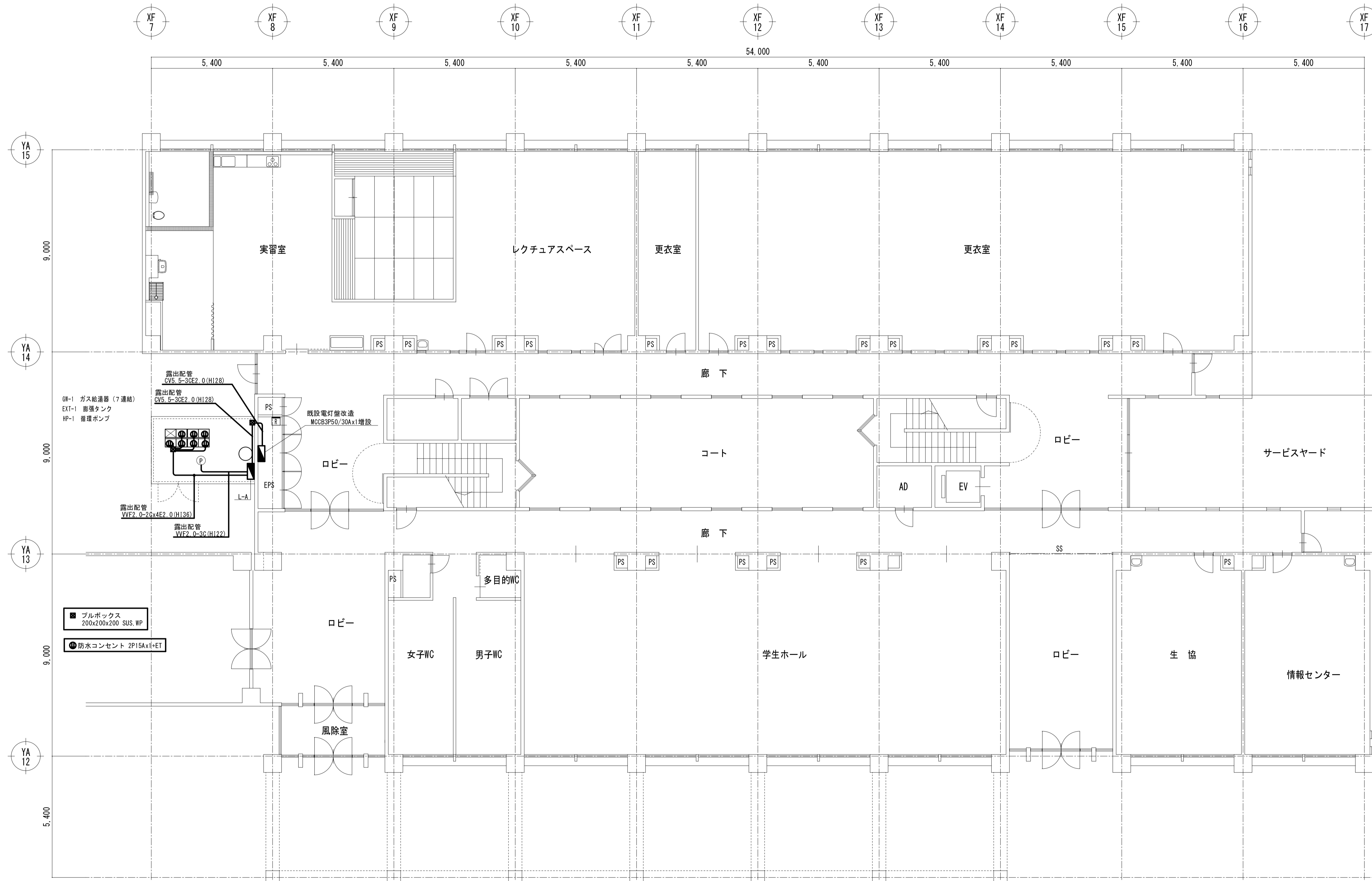
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	1階電気設備図（既設撤去図）		
作成年月日	H23. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	E－3
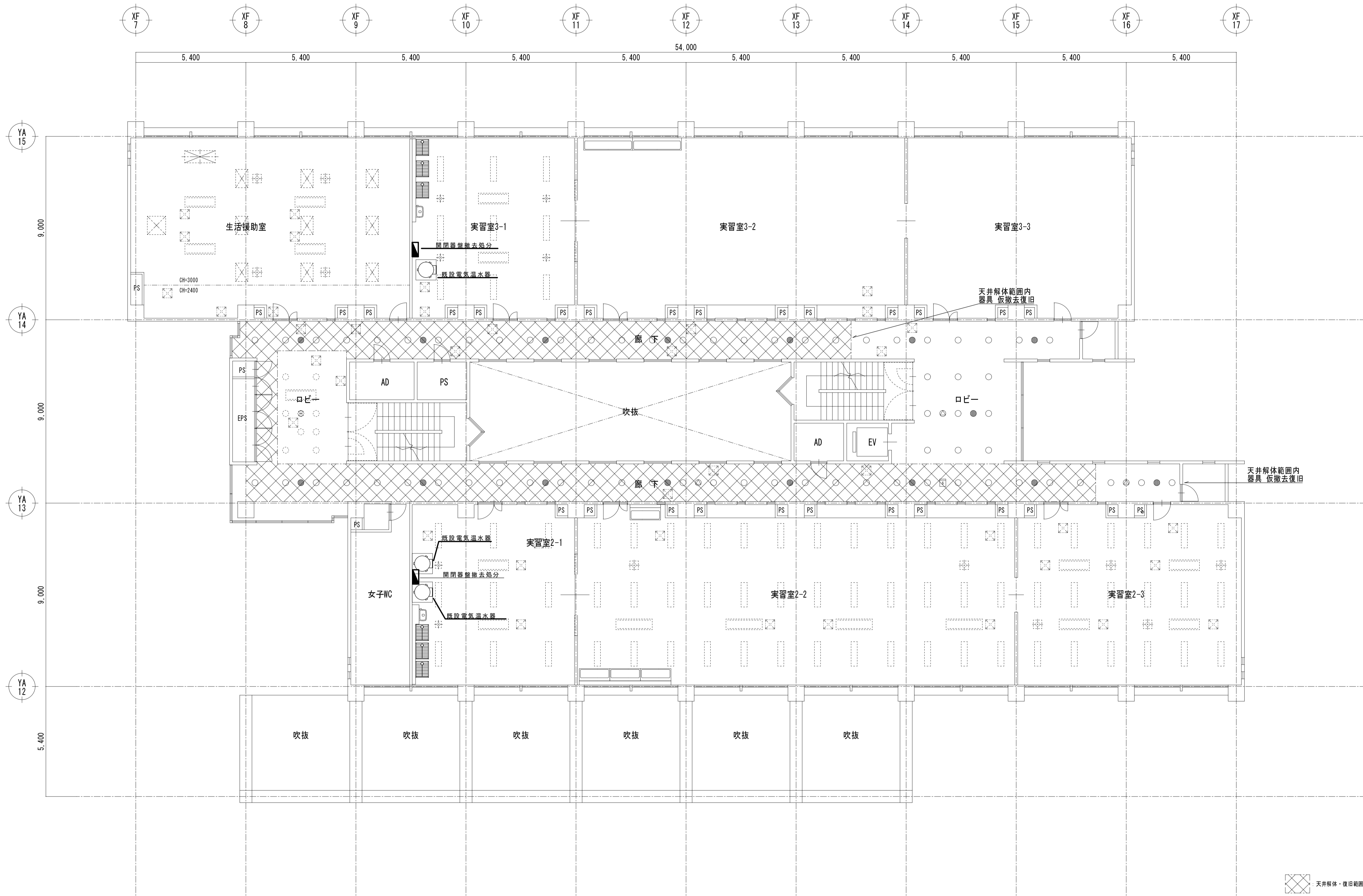
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	２階電気設備図（既設撤去図）		
作成年月日	H26. 6.30		
縮尺	1/100(A1)	図面番号	E－4
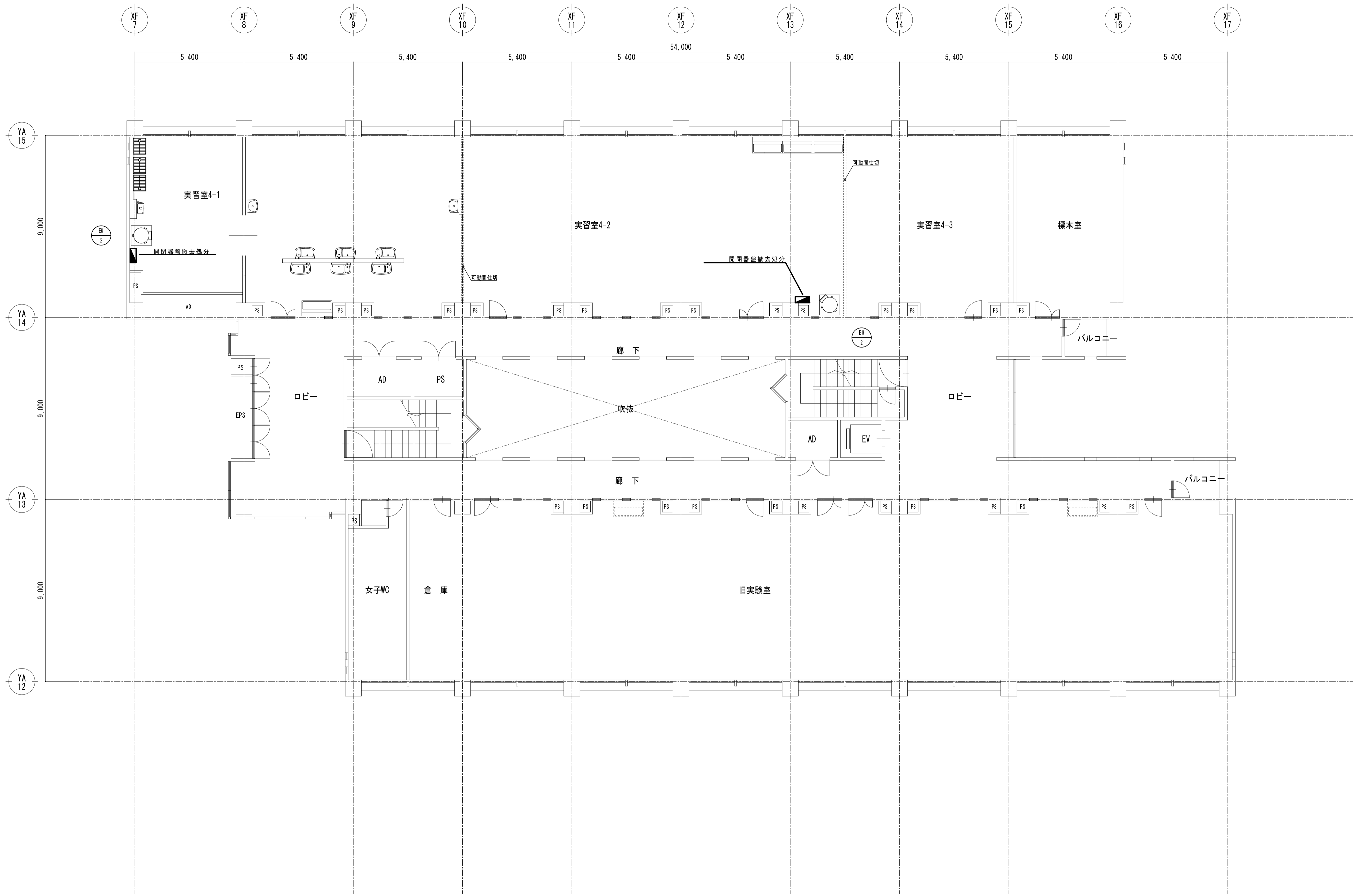
工事名	三重県立看護大学 実習棟 給湯設備改修工事		
図面名	３階電気設備図　（既設撤去図）		
作成年月日	H26. 6.30		
縮　尺	1/100(A1)	図面番号	Ｅ－５